

インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る事業者選定委員会 会議録

(令和 8 年 7 月 1 3 日掲載)

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 6 日 (月) 1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分
- 2 場 所 山梨県庁本館 8 階 S ゾーン会議室
- 3 出席者 (敬称略)
(委 員) 英賀慶彦、伊川浩道、伊東洋晃、望月敏也
(事務局) 林業振興課課長補佐 他 (3 人)
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長互選
 - (3) インフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る事業者選定委員会運営要綱の制定
 - (4) 企画提案書の確認
 - (5) 審査 (採点)
 - (6) 意見交換
 - (7) 閉会
- 5 会議に付した事案の案件 (又は議題)
 - (1) 会長の互選及びインフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る事業者選定委員会運営要綱の制定について【非公開】
 - (2) 企画提案の審査及び受託事業者の選定について【非公開】
- 6 議事の概要
 - (1) 会長の互選及びインフルエンサーが同行する森林・林業体験ツアーの企画運営・動画発信業務委託に係る事業者選定委員会運営要綱の制定について

会長の互選について、山梨県附属機関の設置に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、選定委員会において、委員の互選により会長を置くこととされており、英賀委員が選任された。

選定委員会運営要綱の制定について、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定めることとされている。本選定委員会はプロポーザル審査を行うものであり、審査前に委員を公にすることで、審査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。企画提案の審査及び受託事業者の選定について、提案企業がこれまでの事業活動において蓄積したノウハウ等が含まれ、これを公にすることにより、提案企業の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあること。以上の事項が山梨県情報公開条例第 8 条に規定する不開示情報に該当することから、本選定委員会のすべてを非公開とすることを規定した選定委員会運営要綱が制定された。

(2) 企画提案の審査及び受託事業者の選定について

本業務に係る企画提案を募集したところ、3社から提案があり、書面による審査を行った。

審査の結果、業務委託候補者として株式会社森のエネルギー研究所が選定された。